

被害防止計画目標評価報告書

東近江地域鳥獣被害防止対策協議会

1. 対象地域及び実施期間

対象地域	近江八幡市 東近江市 日野町 竜王町
実施期間	令和2～4年度

2. 被害防止計画目標の達成状況

対象鳥獣	被害金額(千円、%)				被害面積(ha、%)			
	基準年の実績値(A)	目標値(B)	目標年の実績値(C)	達成率(A-C)/(A-B)	基準年の実績値(A)	目標値(B)	目標年の実績値(C)	達成率(A-C)/(A-B)
イノシシ	17,083	11,956	6,822	200%	18.96	13.26	6.56	218%
ニホンジカ	1,533	1,072	95	312%	1.69	1.17	0.12	302%
ニホンザル	250	174	304	-71%	0.27	0.18	0.27	0%
ハクビシン、アライグマ、ヌートリア	若干	若干	若干	#VALUE!	若干	若干	若干	#VALUE!
カワウ	若干	若干	若干	#VALUE!	若干	若干	若干	#VALUE!
オオバン	若干	若干	若干	#VALUE!	若干	若干	若干	#VALUE!
カラス	若干	若干	若干	#VALUE!	若干	若干	若干	#VALUE!
合計	18,866	13,202	7,221	206%	20.92	14.61	6.95	221%

3. 目標の達成のために実施した各事業の内容と効果

実施年度	対象鳥獣	事業内容	事業量	管理主体	供用開始	利用率・稼働率	事業効果
R2		大型獣用箱わなの導入	11基		R2	100%	大型獣用捕獲わな及び外来獣用捕獲わなを100%稼働させることによりイノシシやニホンジカまたアライグマやハクビシンを効率的に捕獲するとともに、毎年狩猟免許取得者を増やすことにより捕獲体制が強化しつつある。さらにはニホンザル対策やカラス対策の実施により集落住民の連帯意識も毎年向上している。
		外来獣用箱わなの導入	95基		R2	100%	
		狩猟免許の取得	5人		R2	100%	
		鳥獣害対策機器【衛】導入	4基		R2	100%	
		外来獣処分・埋設等捕獲委託費	51h		R2	100%	
		獣害対策研修会	1回		R2	100%	
		獣害防止対策マニュアル購入	340部		R2	100%	
		緩衝帯整備	2地区		R2	100%	
		大型獣用箱わなの導入	12基		R3	100%	
		外来獣用箱わなの導入	63基		R3	100%	
		狩猟免許の取得	8人		R3	100%	

R3	イノシシ、ニホンジカ、ニホンザル、アライグマ、ハクビシン、ヌートリア、カラス、オオバイン	鳥獣害対策機器【衛】導入	8基	構成市町協議会	R3	100%
		緩衝帯整備	3地区		R3	100%
		ICTセンター	11台		R3	100%
		モニタリング調査	1回		R3	100%
		外来獣処分・埋設等捕獲委託費	36h		R3	100%
		狩猟読本	1部		R3	100%
		野生獣解体講習会	1回		R3	100%
		獣害対策研修会	1回		R3	100%
		機械装着外部	2群		R3	100%
		大型獣用箱わなの導入	1基		R4	100%
R4	ニホンザル発信器装着	外来獣用箱わなの導入	16基		R4	100%
		音によるカラス防除材	4基		R4	100%
		狩猟免許の取得	7人		R4	100%
		ほかパトシステム導入	親機2基子機25基		R4	100%
		ニホンザル発信器装着	1回		R4	100%
		モニタリング調査	1回		R4	100%
		獣害対策研修会	2回		R4	100%
		外来獣処分・埋設等捕獲委託費	74h		R4	100%

4. 総合評価

各市町協議会による研修会の開催、追い払い活動、生息状況調査、有害捕獲、侵入防止柵設置等の対策により被害額は低減しているものの、特にイノシシによる被害面積は拡大傾向にある。今後も引き続き2市2町の対策協議会との連携を強化しつつ、総合的な対策を進めるとともに、更に対策を強化するため、農業者等への狩猟免許取得を促す。研修会等で獣害対策のリーダーを育成し、集落ぐるみの総合的な獣害対策を推進する。

5. 第三者の意見

東近江獣害協議会や各市町協議会の研修会等を通じて指導した。特に、この期間は、コロナ禍と zwar ことで、住民を集めることが難しく、市町担当者研修に切り替えて、現地の実践的な研修を実施した。柵の設置や捕獲檻の使用法等を農家に指導できるよう担当者の獣害対策技術も向上できたと考えている。

東近江農業農村振興事務所 農産普及課 主幹 松井 賢一

- (注) 1 被害防止計画目標の達成状況が低調である場合は、実施要綱別記1の第6の2の(1)に基づき改善計画を作成し、知事に提出すること。
 2 3の事業効果には、事業の実施により発現した効果を幅広に記入すること。なお、処理加工施設又は捕獲技術向上施設を整備した場合は、当該施設の利用率も記入すること。
 3 4の総合評価のコメントには、目標が未達成となった場合は、その理由も記入すること。
 4 犬獣被害防止施設の整備を行った場合には、侵入防止柵設置後のほ場ごとの犬獣被害の状況ならびに侵入防止柵の設置及び維持管理の状況について、地区名、侵入防止柵の種類、設置距離、事業費、国費、被害金額、被害面積、被害量、被害が生じた場合の要因と対応策、設置に係る指導内容、維持管理方法、維持管理状況等を様式に具体的に記載し、添付すること。
 (別記様式第1号-8)